

東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：大学院総合文化研究科及び教養学部において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別 表					別 表						
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)					(略)						
大学院総合文化研究科		(略)			大学院総合文化研究科		(略)				
	広域科学専攻機能解析学講座 脳機能計測分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号		広域科学専攻機能解析学講座 脳機能計測分野	助 教	5年	再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。	法第4条第1項第1号
							<u>広域科学専攻機能解析学講座 物性物理学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5年</u>	<u>再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は1回目にあつては3年、2回目にあつては2年とする。</u>	<u>法第4条第1項第2号</u>
							<u>広域科学専攻物質計測学講座 物理化学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5年</u>	<u>再任可。ただし、2回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。</u>	<u>法第4条第1項第2号</u>
							<u>広域科学専攻物質設計学講座 高強度光科学分野</u>	<u>助 教</u>	<u>5年。ただし、令和7年3月31日を超えることはできない。</u>	<u>再任不可。</u>	<u>法第4条第1項第2号</u>
(略)					(略)						

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。